

令和7年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

令和7年6月6日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 常任委員の選任
- 日程第7 議会運営委員の選任
- 日程第8 議案第34号 瑞穂市固定資産評価員の選任について
- 日程第9 議案第35号 古橋遊水池整備工事請負契約の変更について
- 日程第10 議案第36号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第37号 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第38号 瑞穂市給水条例及び瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第39号 令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第40号 令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第14までの各事件
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 議長の議会基本条例推進特別委員辞任の件
- 追加日程第6 議会基本条例推進特別委員の選任について
- 追加日程第7 議案第41号 瑞穂市監査委員の選任について

○本日の会議に出席した議員

1 番 宮 川 頌 健

2 番 横 田 真 澄

|     |       |
|-----|-------|
| 3番  | 北村彰敏  |
| 5番  | 今井充子  |
| 7番  | 藤橋直樹  |
| 9番  | 鳥居佳史  |
| 11番 | 森清一   |
| 13番 | 今木啓一郎 |
| 15番 | 棚橋敏明  |
| 17番 | 若井千尋  |

|     |       |
|-----|-------|
| 4番  | 関谷英樹  |
| 6番  | 広瀬守克  |
| 8番  | 若原達夫  |
| 10番 | 関谷守彦  |
| 12番 | 馬淵ひろし |
| 14番 | 杉原克巳  |
| 16番 | 庄田昭人  |
| 18番 | 若園五朗  |

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

|                   |      |          |      |
|-------------------|------|----------|------|
| 市長                | 森和之  | 副市長      | 梶浦要  |
| 企画部長              | 矢野隆博 | 総務部長     | 石田博文 |
| 市民部長兼<br>巢南庁舎管理部長 | 佐藤雅人 | 健康福祉部長   | 佐藤彰道 |
| 都市整備部長            | 坂野嘉治 | 都市整備部調整監 | 江崎哲也 |
| 環境経済部長            | 臼井敏明 | 上下水道部長   | 工藤浩昭 |
| 教育委員会<br>事務局長     | 磯部基宏 | 会計管理者    | 林美穂  |

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 井上克彦 | 書記 | 松島孝明 |
| 書記     | 村上裕俊 |    |      |

### 開会及び開議の宣告

○議長（庄田昭人君） 本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（庄田昭人君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号18番 若園五朗君と  
1 番 宮川頌健君を指名いたします。

---

### 日程第 2 会期の決定

○議長（庄田昭人君） 日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月27日までの22日間にしたいと思います。御  
異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 6 月27  
日までの22日間に決定しました。

---

### 日程第 3 諸般の報告

○議長（庄田昭人君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

5 件の報告をいたします。

まずは 4 件について、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（井上克彦君） 議長に代わり報告します。

1 件目は、地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第 3  
項の規定により監査委員から受けております。検査は、令和 7 年 4 月分が 5 月26日に実施され、  
現金、預金及び借入金金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないもの  
と認められたとの報告でした。

その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

2 件目は、市議会議長会関係の報告です。

5 月15日に中濃十市議会議長会が美濃加茂市で開催され、議長、副議長が出席しましたので  
報告します。

会議では、令和 6 年度の会務報告の後、令和 6 年度決算、令和 7 年度予算など 3 議案が審議  
され、いずれも可決または認定されました。役員会議では、会長に美濃市、副会長に美濃加茂

市、監事に各務原市の議長が選任されました。なお、11月10日には、中濃十市の全議員を対象とした研修会を羽島市で開催する予定なので、御参加いただきたいと思います。また、次期市議会議長会の開催地は各務原市に決定いたしました。

3件目も市議会議長会関係の報告となります。

5月20日に全国市議会議長会の第101回定例総会が東京国際フォーラムで開催され、議長と私の2人が出席いたしましたので、報告します。

総会は、まず開会式が行われ、来賓祝辞に続いて表彰式と会議に入りました。

会議では、会務報告の後、令和5年度の各会計決算、令和7年度の各会計予算、各部会及び会長から提出された32議案が審議され、いずれも可決または認定されました。役員改選では、東海支部の部会長に豊田市が、岐阜県の役員として、理事に岐阜市、評議員に大垣市、関市、中津川市と美濃市が選任されました。

4件目は、市議会議員共済会代議員会関係の報告となります。

5月21日に市議会議員共済会第130回代議員会が東京の都市センターホテルで開催され、当市は今年度役員となっているため議長と私の2人が出席しましたので、報告します。

会議では、会務報告を行った後、令和6年度会計決算について審議され、認定されました。以上となります。

○議長（庄田昭人君） 以上、事務局長より報告しました資料については、事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思います。

続きまして、5月19日、20日に開催された市町村議会議員研修、自治体決算の基本と実践について、関谷守彦君から報告願います。

10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 改めまして、おはようございます。

議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より議員派遣の報告についての発言の許可をいただきましたので、5月19日、20日に大津市の全国市町村国際文化研究所において開催されました令和7年度市町村議会議員研修「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」という研修に参加をさせていただきましたので、報告させていただきます。

今回の研修は、全国から151名、県内からは8名の議員が参加をいたしました。

1日目は、武庫川女子大学の金崎健太郎教授による「自治体決算の意義と審査のポイント」と題した講演がありました。自治体決算の概要と活用すべき決算関係資料や決算カード、財政状況、資料集などについてのポイントなどを学びました。

2日目は、京都大学公共政策大学院の小西敦名誉フェローの「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」と題した講演と、そしてグループ討議というか、グループ研修

がありました。そこでは特に、行政機関が行う行政評価書の活用について、また議会による行政評価の在り方について、グループ内でも討議をいたしました。

特に私、今回学んだことは、行政評価制度についてです。これまで行政評価制度ということについては意識がほとんどなかったということですが、しかし政策、施策、事務事業など行政機関が行う様々な事業を系統的に分析し、その事業の是非を考える上で非常に重要なツールであると思いました。

また、議会においても、行政活動を客観的に評価していくことに生かしていけたらいいという思いを強くいたしました。

以上をもちまして、先月参加をいたしました議員研修についての報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件

○議長（庄田昭人君） 日程第4、議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件を議題とします。

議会基本条例推進特別委員会から、会議規則第45条第2項の規定により中間報告を行いたいとの申出がありましたので、これを許可します。

議会基本条例推進特別委員長 森清一君。

○議会基本条例推進特別委員長（森 清一君） 議会基本条例推進特別委員会、創緑会の委員長 森清一でございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定により、議会基本条例推進特別委員会の中間報告をさせていただきます。

本委員会は、令和6年6月28日に設置された後、令和6年8月28日の第1回委員会を経て、委員会を補完する協議等の場として2つの部会を設置いたしました。

1つ目は研修部会で、議員研修の充実強化を図ること及び議会基本条例第25条に規定する目的が達成されているかを調査・検討することが目的です。

2つ目は意見交換会部会で、意見交換会の具体的な運営方法を検討することが目的です。

その後、令和6年9月18日の第2回委員会から令和7年3月11日の第4回委員会まで計4回の委員会を開催し、それぞれの部会で審議、協議された結果の報告や部会の進捗状況の確認等を行い、部会から提案された内容などを委員会において協議・決定をし、各事業を進めてまいりました。

各部会での活動につきましては、この後、2部会の部会長から報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 続きまして、研修部会長 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

議会基本条例推進特別委員会研修部会、部会長の馬淵ひろしです。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定により、議会基本条例推進特別委員会研修部会のこれまでの活動の報告をさせていただきます。

研修部会は、議会基本条例第18条に規定する議員研修の充実強化を図ること、議会基本条例第25条に規定する本条例の目的が達成されているか調査・検討すること、この2つを目的として令和6年9月27日に設置されました。

研修部会では、議会基本条例に関する議員研修を令和7年1月17日に実施し、瑞穂市議会基本条例に関しての議員アンケートや議員の待遇改善、政務活動費、選挙公営制度などについて議論をするため、令和6年11月5日、11月22日、令和7年2月10日、4月23日、5月13日の計5回開催をいたしました。

それでは、まず議員研修について報告させていただきます。

令和7年1月17日の議員研修は、瑞穂市役所穂積庁舎議員会議室において議員全員参加により開催されました。研修は、自治体議会研究所代表 高沖秀宣氏を講師にお迎えし、「議会基本条例の今と瑞穂市議会」と題し、全国自治体における議会基本条例の制定状況や瑞穂市議会基本条例の評価などについて研修を受けました。

本研修では、多くの自治体で議会基本条例は制定済みであるが、十分に活用されておらず、議会基本条例の定期的な見直しや議会力の向上など、本市議会の改善すべき事柄について様々な指摘を受けるなど、今後の議会運営の参考となる有益な研修となりました。

では次に、部会開催日順に報告いたします。

令和6年11月5日の第1回会議では、まず部会の進め方から始まり、議会基本条例の推進に必要なものを各部会員から意見聴取し、議会基本条例の検証、評価のための各議員へのアンケートの実施、講師を招聘しての議員研修の検討など、次回にスケジュール、研修内容、講師、研修日程の案を提示することとなりました。

令和6年11月22日、第2回会議では、スケジュール（案）を基に、議会基本条例についての議員研修の実施、議員研修終了後に議会基本条例検証のための各議員へのアンケートの実施、また議員の待遇改善、選挙公営制度の調査・研究について特別委員会へ提案することとなりました。

続いて、令和7年2月10日、第3回会議では、議員研修を終え、議会基本条例の見直し、検証は必要との意見が多く聞かれました。また、議会基本条例について、全議員に対し逐条形式で評価を行う評価シート（案）を協議しました。あわせて、議員の待遇改善として議員報酬の見直しや政務活動費の交付、選挙公営制度なども多く意見が出され、次回にも協議することとなりました。

続いて、令和7年4月23日、第4回会議では、議員アンケート結果の活用方法や中間報告への反映などの意見を踏まえ、報告書案を次回の部会にて協議し、特別委員会へ提案していくこととなりました。政務活動費、選挙公営については、他市町の状況などを参考に、今後慎重に議論する必要があるなど議論が交わされました。

最後に、令和7年5月13日の第5回会議では、議員アンケートの結果報告、該当部会の6月議会での報告書について、市民への説明責任を果たし、今後の議会活性化推進のための基礎資料とすべく、報告書への記載方法や内容について協議を行い、報告書（案）を作成して特別委員会に報告することとなりました。

以上で、議会基本条例推進特別委員会研修部会のこれまでの活動報告を終わります。令和7年6月6日、議会基本条例推進特別委員会研修部会長 馬淵ひろし。

○議長（庄田昭人君） 続きまして、意見交換会部会長 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 皆様、おはようございます。

議会基本条例推進特別委員会意見交換会部会、部会長の棚橋敏明でございます。

ただいま庄田議長から発言の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定により、議会基本条例推進特別委員会意見交換会部会のこれまでの活動の報告をさせていただきます。

意見交換会部会は、議会基本条例第5条第7項に規定する意見交換会の具体的な運営方法などを検討することを目的とし、令和6年9月27日に設置されました。

それでは、実施いたしました会議の順に内容をまとめ報告いたします。

令和6年11月7日の会議では、意見交換会について、意見交換の対象者を決めたほうがよいのではないかやワークショップの方法を改善してはどうかなどの意見がありました。

その結果、副部会長からPTA連合会会長に意見交換会の打診をすることとなりました。

11月22日の会議では、初めに副部会長からPTA連合会との意見交換会開催の了承が得られたとの報告がありました。続きまして、意見交換会のテーマ、開催時期、開催場所、ワークショップの運営方法について協議を行いました。

その結果、次回の部会までにPTA連合会会長と協議内容を調整し、意見交換会の開催方法を決定することとなりました。

12月6日の会議では、PTA連合会会長との調整を踏まえ、意見交換会の開催方法をまとめました。

まず、意見交換会のテーマは「瑞穂市に住んでいて思うこと」とし、開催日時は令和7年2月13日、会場はココロかさなるCCNセンター5階の会議室に決定し、12月17日の議会基本条例推進特別委員会にて意見交換会の開催の提案をすることとなりました。

令和7年1月17日の会議では、ワークショップの運営方法について協議をいたしました。

今回初めてワークショップの途中でメンバーの入替えを行い、意見交換がより活発に行われる工夫を取り入れることとなりました。

そして、2月13日のPTA連合会との意見交換会では、PTA役員34名に参加をいただき、「瑞穂市に住んでいて思うこと」をテーマに、8つのグループに分かれて意見交換を行いました。瑞穂市に住んでいて思うプラスの意見やマイナスの意見など、子育て世代からの視点から多くの意見が交わされ、充実した意見交換会となりました。今回導入したメンバーの入替えもおおむね好評のようでした。

3月3日の会議では、意見交換会の振り返りについて、これまでは休日の開催が多かったが、平日でも参加いただけてよかった、テーマをアバウトにしたことによって話しやすくなったなどの意見がありました。また、意見交換会で出た意見への対応について、部会としてまとめるべきではないか、議員個人で取り上げる程度でいいのではないかと意見もございました。

今後については、議会基本条例推進特別委員会にて意見交換会のまとめを報告すること、議会だよりにより意見交換会の特集ページを作成し、市ホームページにも意見交換会の内容を掲載することとなりました。

以上をもちまして、議会基本条例推進特別委員会意見交換会部会のこれまでの活動報告を終わります。令和7年6月6日、議会基本条例推進特別委員会意見交換会部会長 棚橋敏明。

どうも皆さん、ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 続きまして、議会基本条例推進特別委員会委員長 森清一君。

○議会基本条例推進特別委員長（森 清一君） 議会基本条例推進特別委員会の森清一でございます。

ただいま各部長より報告をしていただきましたが、研修部会では、議員研修の開催、5回にわたる部会開催で各議員アンケートによる議会基本条例の評価や今後の議会活性化に向け、今後取り組んでいくことについての審議、このような活動報告をしていただきました。

その結果、議会基本条例について、定期的な評価、見直しを行い、今後も市民への説明責任を果たすべく、議会基本条例をより推進し、議会活性化のための議員活動に関わる制度等を充実する方向で検討を進めていくとの結論が導かれました。

意見交換会部会では、意見交換会の開催検討、対象者の検討、内容、運営方法等の検討、このような活動報告をしていただきました。

その結果、PTA連合会との意見交換会を実施することができました。

以上のことから、当特別委員会は、一步一步確実に前に進んでいるのではないかと考えております。

なお、各部会につきましては、令和7年の6月をもって設置期間が満了いたしますが、今後も当特別委員会の目的である議会基本条例の目的を達成するための具体的な運用に関する調

査・研究を推進し、市民の皆様に分かりやすい、開かれた議会を目指していきたいと考えております。

以上で、議会基本条例推進特別委員会の中間報告を終わります。令和7年6月6日、議会基本条例推進特別委員会委員長 森清一。

○議長（庄田昭人君） これで議会基本条例推進特別委員会の中間報告は終わりました。

議会基本条例推進特別委員会委員長の中間報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

## 日程第5 行政報告

○議長（庄田昭人君） 日程第5、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、おはようございます。

それでは、6件の行政報告をさせていただきます。

初めに、瑞穂市土地開発公社の経営状況について報告します。

令和6年度の事業報告及び決算並びに令和7年度の事業計画、予算及び資金計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

令和6年度の事業では、公共用地、公用地の取得・処分はありませんでした。また、用地については、現在所有しておりません。決算では、当期純損失が3,444円となり、資本金収入及び支出の執行はありませんでした。

令和7年度では、公共用地、公用地の取得・処分等の事業計画はなく、予算は補助金等の収益、受取利息の収入と販売費及び一般管理費の支出のみが計上されています。

次に、一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社の経営状況について報告します。

令和6年度の事業報告及び決算並びに令和7年度の事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

令和6年度の経常収益は2億7,969万8,224円、経常費用は2億7,850万7,938円で、正味財産期末残高は9,534万2,577円となりました。令和7年度は、前年度2,235万2,000円増額の2億9,837万円の事業収益が計上されています。

次に、報告第3号令和6年度瑞穂市一般会計継続費繰越計算書の報告についてを報告します。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和6年度瑞穂市一般会計継続費に係る歳

出予算の経費 1 億5,964万7,800円を通次繰越しとして令和 7 年度に繰り越しましたので、これを報告するものであります。

次に、報告第 4 号令和 6 年度瑞穂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを報告します。

地方自治法施行令第146条第 1 項の規定により、令和 6 年度瑞穂市一般会計繰越明許費に係る歳出予算の経費 3 億3,358万8,000円を令和 7 年度に繰越しましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

次に、報告第 5 号令和 6 年度瑞穂市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを報告します。

地方公営企業法第26条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用する建設または改良に要する経費935万円を令和 7 年度に繰り越しましたので、同条第 3 項の規定により報告するものであります。

最後に、報告第 6 号令和 6 年度瑞穂市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを報告します。

地方公営企業法第26条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用する建設または改良に要する経費13億5,713万4,000円を令和 7 年度に繰り越しましたので、同条第 3 項の規定により報告するものであります。

以上、6 件の行政報告をさせていただきました。

○議長（庄田昭人君） これで行政報告は終わりました。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時32分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の議事日程に入る前に一言申し上げます。

このたび、一身上の都合により議長の職を辞職したく、森清一副議長に辞職願を提出いたしました。昨年の改選後、議長を拝命し 1 年間務めさせていただきましたこと、皆様に御理解をいただければ無事に終わることができましたと私は考えますが、まだまだ何が無事との議員の皆様、さらには執行部の皆様からの声が聞こえてきます。

3 年前よりおやじやおふくろの介護が始まり、2 年前おやじが亡くなり、おふくろを俺が面倒を見るんだなんてカッコいいことを言いましたが、昨年、おふくろが介護 3 になり、施設でお世話になることになりました。介護の難しさを身にしみる思いでした。先日もおふくろが入院し、おふくろのお見舞いに行き、ああ昭人と 1 回で名前を呼んでくれました。以前は、孫の名前、弟の名前、私の名前は 3 番目でした。時間ぎりぎりまでいましたが、では帰るでねとか

ーテンを閉めたら、ああ行っちゃったとの声が。寂しいと思いながら、この会いに行くことを自分なりに反省する思いでありました。

こんな数年が自分の人生で一生懸命頑張らないといい、今が大切なときと走ってきました。議員としてこれまで18年、活気あるまちづくり、みんなの笑顔のためにとさせていただき、支援をいただいた地域の皆様方、また新人の頃お世話になった執行部の皆さん、市長さん、副市長さん、部長さんなどに育てていただきました。私の顔を見ると手招きをしていただき、パイプ椅子を部長の机の横に置き、何でしたかと聞いていただき、一番奥に入れていただき、緊張しながら話をさせていただきました。様々な経験をさせていただき、議長職をさせていただき、各市町との議長とも多くの情報交換もできました。

これまでの瑞穂市議会で行われているこの議会運営は大きく間違っているものではないと考えますが、時代の変化は間違いなくあります。新しい感覚の議会に変化していくためにも、議長職を経験していただくために私は辞職させていただきます。非力非才な私でありましたが、公平・公正な議会と1年前表明させていただきましたが、公平でと自問自答、この1年間、瞬間の判断が求められたことでありました。難しいことであった。これから選ばれる議長さんにもどうか皆さんで支えていただき、瑞穂市の代表として活躍できるようにと願っております。1年間ありがとうございました。感謝申し上げます。

井上局長、局員の皆様、また家族にも本当に協力をいただきまして、この1年間させていただきましたこと、感謝申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

お諮りします。ここで、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに決定しました。

これより私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定によって除斥のため、退場することとし、副議長と交代いたします。ありがとうございました。

〔議長 庄田昭人君 退場〕

〔副議長 森清一君 議長席に着席〕

○副議長（森 清一君） 森清一でございます。

ただいま議長が不在の間、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力いただきたいと思います。

---

#### 追加日程第1 議長辞職の件

○副議長（森 清一君） それでは、追加日程第1、議長辞職の件を議題にいたします。

お諮りいたします。庄田昭人君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（森 清一君） 異議なしと認めます。したがって、庄田昭人君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

追加日程第１、議長辞職の件が終了しましたので、庄田昭人君の入場を許可いたします。

〔議長 庄田昭人君 入場・着席〕

○副議長（森 清一君） 庄田昭人君に申し上げます。

庄田昭人君が議長を辞職することは許可されました。

ただいま、議長が欠けました。

お諮りいたします。ここで、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第２として直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（森 清一君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第２として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前11時34分

○副議長（森 清一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 追加日程第２ 議長の選挙

○副議長（森 清一君） 追加日程第２、議長の選挙を行います。

議長の選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（森 清一君） ただいまの出席議員数は18人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第２項の規定によって。立会人に議席番号２番 横田真澄君と３番 北村彰敏君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（森 清一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（森 清一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○副議長（森 清一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1 番議員から順番に投票願います。

〔投 票〕

○副議長（森 清一君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（森 清一君） 投票漏れなしとみなします。

投票を終わります。

これから開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（森 清一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、有効投票18票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、馬淵ひろし君 6 票、今木啓一郎君12票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5 票です。したがって、今木啓一郎君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（森 清一君） ただいま議長に当選された今木啓一郎君が議場におられます。

会議規則第31条第2 項の規定によって、当選の告知をします。

今木啓一郎君は登壇し、御挨拶願います。

今木啓一郎君。

〔新議長 今木啓一郎君 登壇〕

○新議長（今木啓一郎君） このたび、瑞穂市議会の議長という大役を仰せつかりました今木でございます。心より御礼申し上げます。

前任者の庄田議長の思い、新しい人に経験させる、その思いを受け止め、議会の代表者としてその責任の重さをしっかりまた受け止めながら、これまでの議長さんが築いてこられた姿勢に学び、公平で公正な、そして開かれた議会を皆様とつくっていきたいと思っております。そして、皆様お一人お一人の活動が、その思いがしっかり生かされる場の提供を心がけていきます。そして、何よりも市民の皆様に信頼される議会でありたいと思います。これからもどうぞ変わらぬ御指導御鞭撻をいただきますようお願いをして、甚だ簡単でございますが、議長の就

任に対する御挨拶とさせていただきます。

○副議長（森 清一君） これで私の職務は全部終了しました。御協力ありがとうございました。  
今木啓一郎議長、議長席にお着き願います。

〔副議長 森清一君 降壇〕

〔新議長 今木啓一郎君 議長席に着席〕

○議長（今木啓一郎君） 失礼します。

これより私が議長の職務を務めさせていただきます。何とぞ、また今後ともよろしくお願いいたします。

では、議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時57分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に、森清一君から副議長の辞職願が提出されました。

この件について、森清一君から発言の申出がありましたので、これを許可します。

森清一君。

○副議長（森 清一君） 議席番号11番、創緑会の森清一でございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

私、一身上の都合で副議長という職を辞任をさせていただきたいと思っております。先ほど辞職願を提出させていただきました。

昨年、2期目の1年目で副議長という大役を任せられて、庄田議長について本当に一つ一つ学びながらやってきたわけですが、なかなかコロナが明けて活動が活発になる中です。非常に議長大変だなあ、それに伴って私も一緒に活動をさせていただきました。本当にいろんな経験をさせてもらい、そういう中で、また議員として新たな勉強をさせてもらいました。そういう中で、今後の議会活動に精いっぱいその経験を生かさせていただきたいと思っております。

1年前のこの所信表明、その中で私は述べました。将来の予見が不透明な中、市民の皆さんが夢と希望が持てる瑞穂市の将来像、誰もが未来を描けるまち瑞穂を達成するためにも、議会におきましては、議会改革の充実、議会機能の強化・充実、多様な意見を尊重する取組等々を推進するとともに、議会全体に気を配り、偏った議会運営に至らない、陥らないように気をつけていきたいと、そんなことも申し上げておりました。やはり市民の負託を受けた議員として、各位の意見を真摯に受け止めながら、議会内の融和を図り、公平で民主的な議会の運営を進めていく。そういうことで、庄田議長とコミュニケーションを密にしながら、補佐して、市政の向上のために、市民の安寧のために尽力をさせていただきましたけれども、自分自身もなかなか

か至らなかった点が多かったのかなあとと思います。

しかしながら、こういう経験は次の新しい方にやっぱり経験していただいて、この瑞穂市議会がますますよくなるような、そういう形がいいのかなと、そういうことで私は1年で副議長の職を辞任させていただきたいと思います。本当に1年間ありがとうございました。

○議長（今木啓一郎君） お諮りします。ここで副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

### 追加日程第3 副議長辞職の件

○議長（今木啓一郎君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題にします。

地方自治法第117条の規定によって、森清一君の退場を求めます。

〔副議長 森清一君 退場〕

○議長（今木啓一郎君） お諮りします。森清一君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、森清一君の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

追加日程第3、副議長辞職の件が終了しましたので、森清一君の入場を許可します。

〔副議長 森清一君 入場・着席〕

○議長（今木啓一郎君） 森清一君に申し上げます。

森清一君が副議長を辞任することは許可されました。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。ここで副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちにやりたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定しました。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後0時04分

再開 午後0時16分

○議長（今木啓一郎君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 追加日程第４ 副議長の選挙

○議長（今木啓一郎君） 追加日程第４、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（今木啓一郎君） ただいまの出席議員数は18名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第２項の規定によって、立会人に議席番号４番 関谷英樹君と５番 今井充子君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申します。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（今木啓一郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（今木啓一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、１番議員から順番に投票願います。

〔投 票〕

○議長（今木啓一郎君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人の方は開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（今木啓一郎君） では、選挙の結果を報告します。

投票総数18票、有効投票15票、無効投票３票です。

有効投票のうち、若原達夫君14票、鳥居佳史君１票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は４票です。したがって、若原達夫君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（今木啓一郎君） ただいま副議長に当選されました若原達夫君が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

若原達夫君は登壇し、御挨拶願います。

〔新副議長 若原達夫君 登壇〕

○新副議長（若原達夫君） ただいま御指名をいただきました、新たに副議長として就任させていただきます議席番号8番、創緑会、若原達夫です。

皆様の御指名に心より感謝申し上げます。まずもって御礼申し上げます。ありがとうございます。

一言だけ所信表明ということで述べさせていただきます。

先ほど述べましたように、やはり我々は二元代表制の下で選ばれた議員であります。そのため、市民を代表する機関の瑞穂市という議会にしてい、これが第一の使命だと私は考えております。そのため、今木議長と共に一枚岩となり、今後の運営を行っていきたいと思いますので、引き続き皆様の御協力をお願いし、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（今木啓一郎君） では、議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後0時25分

再開 午後1時33分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

私は一身上の都合により、議会基本条例推進特別委員を辞任したいので、先ほど休憩時間中、特別委員の辞任届を提出してあります。

お諮りします。ここで、議長の議会基本条例推進特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議長の議会基本条例推進特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

これより、私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定によって除斥のため退出することとし、副議長と交代いたします。

〔議長 今木啓一郎君 退場〕

〔副議長 若原達夫君 議長席に着席〕

○副議長（若原達夫君） 議長が不在の間、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力をよろしくお願いしたいと思います。

## 追加日程第５ 議長の議会基本条例推進特別委員辞任の件

○副議長（若原達夫君） それでは、追加日程第５、議長の議会基本条例推進特別委員辞任の件を議題とします。

お諮りします。今木啓一郎君の議会基本条例推進特別委員辞任を許可するに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（若原達夫君） 異議なしと認めます。したがって、今木啓一郎君の議会基本条例推進特別委員辞任を許可することに決定いたしました。

追加日程第５、議長の議会基本条例推進特別委員辞任の件が終了しましたので、今木啓一郎君の入場を許可いたします。

〔議長 今木啓一郎君 入場・着席〕

○副議長（若原達夫君） 今木啓一郎君に申し上げます。

今木啓一郎君が議会基本条例推進特別委員を辞任することは許可されました。

ここで私の職務は全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。

今木議長、議長席にお着きください。

〔副議長 若原達夫君 降壇〕

〔議長 今木啓一郎君 議長席に着席〕

○議長（今木啓一郎君） では、現在、議会基本条例推進特別委員に１名の欠員が生じております。

お諮りします。議会基本条例推進特別委員の選任について日程に追加し、追加日程第６として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議会基本条例推進特別委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第６として議題とすることに決定しました。

---

## 追加日程第６ 議会基本条例推進特別委員の選任について

○議長（今木啓一郎君） 追加日程第６、議会基本条例推進特別委員の選任についてを議題にします。

議会基本条例推進特別委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定によって庄田昭人君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議会基本条例推進特別委員はただいま指名したとおり選任することに決定しました。

---

## 日程第 6 常任委員の選任

○議長（今木啓一郎君） 日程第 6、常任委員の選任を行います。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1 時38分

再開 午後 1 時49分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定によって、総務委員会に鳥居佳史君、若原達夫君、広瀬守克君、庄田昭人君、馬淵ひろし君、宮川頌健君の以上 6 名を、産業建設委員会に杉原克巳君、若井千尋君、藤橋直樹君、今木啓一郎、今井充子君、関谷英樹君の以上 6 名を、文教厚生委員会に森清一君、棚橋敏明君、若園五朗君、関谷守彦君、北村彰敏君、横田真澄君の以上 6 名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

総務委員会は正副議長室、産業建設委員会は第 1 議員控室、文教厚生委員会は第 2 議員控室をお使いください。

なお、委員会条例第10条第 2 項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うこととなっておりますので、何とぞよろしくお願いします。

それでは、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1 時51分

再開 午後 2 時02分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告申し上げます。

総務委員会委員長 広瀬守克君、副委員長 宮川頌健君、産業建設委員会委員長 藤橋直樹君、副委員長 関谷英樹君、文教厚生委員会委員長 若園五朗君、副委員長 関谷守彦君、以上のとおりでございます。

---

## 日程第 7 議会運営委員の選任

○議長（今木啓一郎君） 日程第 7、議会運営委員の選任を行います。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時03分

再開 午後 2 時13分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定によって、森清一君、関谷守彦君、広瀬守克君、庄田昭人君、馬淵ひろし君の以上 5 人を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

議会運営委員は正副議長室にて御参集ください。

なお、委員会条例第10条第 2 項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うこととなっていますので、よろしくお願いします。

それではしばらく休憩します。

休憩 午後 2 時14分

再開 午後 2 時22分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長に庄田昭人君、副委員長に関谷守彦君が決定しましたので、御報告申し上げます。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時22分

再開 午後 2 時40分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第 8 議案第34号から日程第14 議案第40号までについて（提案説明）

○議長（今木啓一郎君） 日程第 8、議案第34号瑞穂市固定資産評価員の選任についてから、日程第14、議案第40号令和 7 年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）までを一括議題とします。

市長提出議案について提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 本日、令和 7 年第 2 回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員の皆様には御出席を賜り、お礼を申し上げます。

定例会の開催に当たり、私の所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

新年度も始まり 2 か月が過ぎましたが、依然として物価高騰が続いています。不動産価格や

建築費の上昇、食料品の上昇、電気料金やガソリン価格などの光熱水費の上昇、これらの上昇は実質経済における需要が旺盛であるから起こっているのではなく、価格上昇となっている本質は、供給不足やコストの上昇が主な原因で起こっていますので、インフレ傾向に向かっていると考えられます。

米価の高騰についても需要が旺盛ではなく、供給不足であることから供給能力を拡大し安定供給をすべきと思います。

コロナ禍から昨今までの給付金の支給がありましたが、給付金を支給すれば購買力は増加しますが、物価はさらに高くなるという市場原理が働きます。異常な物価高騰が急速に進むときには、例えばガソリン価格の高騰などのように激変緩和措置が必要だと考えますが、市場原理を見極めながら、生産性を高め、供給と価格の安定と働く人々の所得の増加につなげる経済対策に期待をしたいということを考えています。

暦の上では6月11日が梅雨となっていますが、気象庁による今年の3か月予報では、この地方でも平年並みの梅雨入りとなっています。近年、全国的に集中豪雨や線状降水帯による甚大な被害が発生をしております。5月25日には木曽三川連合総合水防演習に瑞穂市水防団が参加し、越水対策として改良積み土のう工の訓練を行い、水害への備えを一層強化することが確認できました。

なお、最新の気象情報を生かし洪水に備える取組として、あさって8日には水防団の協力の下、市の水防訓練を実施する予定ですので、御参加をよろしくお願いを申し上げます。

令和7年度予算におきましても、防災・災害への対策を重視しており、地震や水害等への自然災害への備えを強化するため、防災備蓄の充実や災害時に深刻化するトイレ問題を解決するためトイレ環境の確保を図ります。また、公共下水道の内水浸水対策事業として、内水浸水想定区域図や内水ハザードマップを作成し市民への浸水リスクの情報の発信を行うなど、ハードとソフトの両面から命と暮らしを守る防災対策を重点的に推進してまいります。

さらに、今年も暑さの厳しい夏となる予想です。地球温暖化の進行に伴い、猛暑による熱中症のリスクが年々高まっております。市民の命と健康を守るため、夏季に向けた対策も必要であります。市内におけるクーリングシェルターの指定箇所の拡大を図るとともに、地域の見守り体制や熱中症予防の周知啓発を充実させていきたいと考えております。

令和7年1月に本市はゼロカーボンシティを宣言しました。今年度は地球温暖化対策に関する実行計画を策定してまいります。当初予算においても、前年度に引き続き市内各施設の電灯設備をLED化する事業も行います。また、空き容器回収事業を活用しエコ・アクション・ポイントに参加し、市民の環境活動を促進することにより、持続可能な社会の実現に向けた取組の充実を図ります。また、4月より市内公共施設への再生可能エネルギー導入を一部開始しており、今後も拡大を検討しております。引き続き、市民や事業者、団体の皆様と一体となって

温室効果ガス排出実質ゼロを目指す取組を行っていきたいと考えております。

さて、本市の総人口は現在増加傾向にあります、少子高齢化は進みつつあります。人口戦略会議の分析によると、人口減に向かう大きな要因として自然減と社会減があります。本市は自然減対策にもっと取り組むべきという方向性が示されています。このため、若者の結婚や出産等の希望をかなえる環境づくりを進めるとともに、少子化対策及び人口増加対策として、子ども・子育て支援施策や子ども・若者の移住・定住施策を一層強化していくことが必要です。

第3次総合計画の策定に向けて進めている中で、本市が目指す市の将来像について、子供から高齢者までの性別、国籍を問わず、安心・快適に暮らし続けられる環境や交通の利便性の向上が重要であるとの意見が多く出されました。特に大都市近郊のベッドタウンとしての特性を生かすために、暮らしやすさの向上が求められています。

今後の計画では、「こども」「住みやすさ」「都市」に焦点を当て、市の将来像や基本理念の構築、達成には、市民目線や気配りの利いた市政運営を行う市役所の力の向上とともに、市政へ積極的に連携、推進する、協働する市民の力の育成が10年後の瑞穂市の将来像を結実させると考えています。市民の幸せな暮らし、ウェルビーイングを実現するための取組を進めてまいりますので、市民の皆様、議会の皆様にも本市の発展のため、お力添えをいただきますようよろしくお願いをいたします。

議員各位におかれましては、市行政と一丸となって、これからの瑞穂市の発展を見据えた建設的な見地による御意見、御提案をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、定例会開催に当たり、今回提案する議案について述べさせていただきます。

今回上程します議案は、人事案件が1件、契約の変更についてが1件、条例の改正に関する案件が3件、補正予算に関する案件が2件の合計7件であります。

それでは順次、提出議案の概要を説明させていただきます。

まず、議案第34号瑞穂市固定資産評価員の選任についてであります。

固定資産評価員 北島博輝氏が令和7年3月31日の瑞穂市役所の人事異動によって税務課長の職を離れたことから、新たに佐藤雅人氏を固定資産評価員として選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第35号古橋遊水池整備工事請負契約の変更についてであります。

交通誘導員の削減や継ぎ矢板工の不施工等により工事請負金額を減額する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第36号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律において投票管理者等の報酬単価が見直されるに伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第37号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正になったことに伴い、関係規定の整備を図るため、市関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第38号瑞穂市給水条例及び瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

令和7年4月22日付国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長通知及び国土交通省水管理・国土保全局上水道企画課長通知に伴い、災害その他非常の場合における給排水設備工事を円滑に実施するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第39号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,763万9,000円を追加し、総額243億6,763万9,000円とし、1件の債務負担行為の追加、1件の地方債の補正をするものであります。

歳出の主なものは、教育費として、校務支援システム支援業務委託料に657万円、南小学校特別支援教室改修工事費に324万円計上しました。

歳入の主なものは、国庫補助金として、公立学校情報機器活用支援体制整備補助金196万7,000円、繰入金として、財政調整基金繰入金1,177万6,000円計上しました。

最後に、議案第40号令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ135万7,000円を追加し、総額8億1,710万4,000円とし、補正するものであります。

歳出の主なものは、資格確認書の職権交付に伴う郵送料に135万7,000円計上するものであります。

歳入の主なものは、事務費繰入金に135万7,000円計上するものであります。

以上、7件の提出議案につきまして概要を説明させていただきました。よろしく御審議を賜りまして、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後2時59分

再開 午後 3 時37分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第34号については、会議規則第37条3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第34号については、委員会付託を省略することに決定しました。

---

議案第34号について（質疑・討論・採決）

○議長（今木啓一郎君） これより、議案第34号瑞穂市固定資産評価員の選任についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、起立採決と併せて採決システムも使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いします。

これから議案第34号を採決します。

瑞穂市固定資産評価員に佐藤雅人君を選任することに同意する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第34号は同意することに決定しました。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3 時39分

再開 午後 3 時40分

○議長（今木啓一郎君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長から、議案第41号瑞穂市監査委員の選任についてが提出されました。

お諮りします。議案第41号は緊急を要する事件と認め、日程を追加し、追加日程第7として審議することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第7として審議することに決定しました。

---

#### 追加日程第7 議案第41号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今木啓一郎君） 追加日程第7、議案第41号瑞穂市監査委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） それでは、1件の追加議案について説明させていただきます。

議案第41号瑞穂市監査委員の選任についてであります。

議員のうちから選任する監査委員につき、新たに森清一氏を監査委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、1件の追加議案につきまして概要を説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（今木啓一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議案第41号を会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これにより、議案第41号の質疑を行います。

地方自治法第117条の規定によって、森清一君の退場を求めます。

〔11番 森清一君 退場〕

○議長（今木啓一郎君） この件に関する質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 12番 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 議席番号12番 馬淵ひろしでございます。

ただいま監査委員の同意人事についての議案ですけれども、質疑のほうをさせていただきます。

地方自治法の196条でそのような規定があつて、議員のうちからこれを選任するというふう

に規定があります。執行部にとっては、同意の人事を執行部の提案で上げてくるわけで、議会の同意人事なんでなかなか質問しにくいところではございますけれども、この議員の、その続きには、ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるというふうに地方自治法ではなっておりますので、瑞穂市では議員から選ぶというふうなことをされてみえるんですけども、この議員が監査委員をやるということについて、どのような仕事をしていただくことを期待しているのかということについてお伺いをいたします。以上です。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議会選出の監査委員さんにどのようなことを期待してみえるかという御質問だと思います。

もちろん議会のほうで選出をされております。議会の中でも想像するところもございしますが、そういう予算、決算等に明るい方の選任をきっとされているというふうに考えております。もちろん様々勉強をしながら、市の財政状況などもいろいろと議論をしていただいていると思います。そのような広い知識をぜひぜひ監査のほうで生かしていただきたいと、そういう思いがございします。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 12番 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 今そのような御答弁をいただきまして、議員が監査委員を務めるということの重要性というか、役割のほうを聞かせていただきました。

今回、昨年4年の任期というか、この地方自治法には、197条には議員のうちから選任される者にあつては議員の任期によると、監査委員の任期はという主語なんですけれども、残念ながら辞職願が出たということで、今回この同意人事になっておるわけですけれども、前回でいえば、前の監査委員をやっていた方は2年続けてやっていたいたりしたというような経緯もございまして、この1年で議会で選んだ人が変わっていつてしまうということについて、市はどのような見解をお持ちかお伺いをいたします。

○議長（今木啓一郎君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 議員の議選の監査委員におかれましては、経験も豊富な方という今のお話の中で、続けていただけるのが私どもとしてはありがたいなというふうに思っておりますけれども、今回のことについては御本人の一身上の都合というようなことで出されて、議会のほうからの推薦ということでございましたので、残念ではございますけれども、1年ということになりましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（今木啓一郎君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 9番 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 議席番号9番の市民の会の鳥居佳史です。

ただいまの監査委員の件ですけれども、監査委員は守秘義務という非常に重要な義務が負われています。その内容についてはお分かりだと思うんですけれども、そういう意味で、日本においては議員の監査委員をやめたほうがいいという自治体もあるんですけれども、やはりその一番大きな理由は守秘義務の問題だと思うんですけれども、その点について執行部のほうはどのようにお考えでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 監査委員としての守秘義務についての御質問でございますが、監査委員になられたら、監査委員の仕事上というか、執務上知り得たことについて守秘義務をもちろん守っていただくのは当然のことだと思います。これは、監査ということ自体が議員活動というか、政務ではないと、政務の部分もあるかもしれませんが、まずは監査委員として、市の財政運営がしっかりできているかどうかという目線でぜひ監査をしていただいて、ただ守秘義務につきましては、議員さんである身分とはまた別問題として、監査委員として守るべきことだというふうに考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 9番 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 今の発言は分かるんですけど、そういう意味で、もし私であれば、監査の途中で知ってしまった内容について、議員として問題というんですかね、改善すべきだというようなことが起きたときに、そこの境目というんですかね、知った内容をどう扱うかということで非常に迷うようなことがあるんじゃないかという想定をしまして、個人的には、自分の議員としての質疑が制限されるかなという思いがありまして、議員としての監査委員については避けたほうがいいのかなという思いがありまして今お伺いしたんですけれども。

過去、私が1期のときに議員をやっていたときに、ある議員の監査委員が、答弁の中で何回も私は監査委員であるためにという枕言葉があって、質問が十分できていないという事例がありまして、そういうことを踏まえて、今後、議員における監査委員の任命についても一度検討するというようなお考えはおありでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 鳥居議員のほうから、監査の際に気になるところがあれば、議員活動とのほざまに入るという制限があるということですが、監査の中で違法な部分については監査委員として御指摘すればいいというふうに私は思います。それを守秘義務だからとか、そういうふうな話ではないというふうに私は感じます。もちろん監査委員として、これが法律に違反するというふうに感じられたら、監査委員としてそれを指摘するべきかというふうに考えます。

ただ、今のところでございますが、議会選任の監査委員につきましては、変更する予定は明確に持っておりません。以上です。

○議長（今木啓一郎君） 森市長。

○市長（森 和之君） 鳥居議員から御質問をいただいております監査委員の議会からの選出ということで、自治法の196条の1項に選任できるということで、ただし条例で選任しない場合もできるということで、当市において、そして合併前の両町においても、恐らく議会から監査委員さんは選出されていたということを思っております。議員さんに監査に加わってもらうということで、さらに深く市の行政並びに監査についての決算ですね、特に決算について深く理解をしていただくということで、大きな役割があるということを考えております。

御質問の守秘義務については、監査委員には守秘義務が発生してくると思いますが、それぞれ議会議員の皆さんの発言されることについては、それぞれの議員さんに責任があるということで、その部分をしっかり理解をしていただければ、その守秘義務というようなこともクリアしていくのではないかと考えていますので、議会から選出するしないということについては今後の検討する課題ということで、市役所のほう、市のほうでもしっかり検討させていただきますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

瑞穂市監査委員に森清一君を選任することに同意する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第41号は同意することに決定しました。

森清一君の入場を許します。

〔11番 森清一君 入場・着席〕

○議長（今木啓一郎君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会 午後 3 時57分

